

※この法令は廃止されています。

平成三十年法律第二十五号 生産性向上特別措置法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 革新的事業活動の促進

第三節 革新的事業活動実行計画（第六条～第七条）

第四節 新技術等実証の促進（第八条～第二十条）

第五節 革新的データ産業活用の促進（第二十一条～第三十五条）

第六節 革新的事業活動評価委員会（第三十一条～第三十六条）

第七節 革新的事業活動促進（第三十七条～第四十二条）

第八節 雜則（第四十三条～第五十三条）

第九節 罰則（第五十四条～第五十六条）

第十章 附則

第一章 総則（目的）  
第一条 この法律は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、我が国が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることによる急速な技術革新の進展による短期間での生産性の向上にとどめなければ、我が国産業の国際競争力を維持及び強化を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「革新的事業活動」とは、我が国において国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であつて、当該事業分野において革新的な技術又は手法を用いて行うものをいう。  
この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。  
一 新技術等（革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であつて、当該革新的事業活動の属する事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該革新的事業活動で用いられることにより、高い附加価値を創出するもの）  
二 この法律において「革新的事業活動」とは、次

出する可能性があるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該実証を行ふものであること。

二 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあっては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

三 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての別に政令等で定める政令等の特例に関する措置であつて、第十三条第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証について適用されるものをいう。

四 この法律において「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損なう、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。以下「データ」という。）を、革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいう。

五 この法律において「革新的事業活動」の基本理念とは、革新的事業活動による生産性の向上は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力を維持及び強化を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

六 この法律において「革新的事業活動実行計画」の次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

七 この法律において「革新的事業活動関連施策」（次項において「革新的事業活動実行計画」という。）の集中的かつ一体的な推進及び実施

八 この法律において「革新的事業活動実行計画」

九 この法律において「革新的事業活動実行計画」

るよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を計画実行期間内に集中的かつ一体的に推進し、迅速かつ確実に実施する責務を有する。

四 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

八 前二号に規定する施策以外の革新的事業活動関連施策について重点的に講ずべき施策との次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

九 前項第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハの「担当大臣」とは、革新的事業活動実行計画に定められた同項第三号から第五号までに規定する施策（以下この条及び次条において「重点施策」と総称する。）に係る事務を分担管理する内閣と一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

六 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うこととす

る。

七 国は、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策の推進に当たつては、事業者による新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組が自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うこととす

る。

八 前項第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハの「担当大臣」とは、革新的事業活動実行計画に定められた同項第三号から第五号までに規定する施策（以下この条及び次条において「重点施策」と総称する。）に係る事務を分担管理する内閣と一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

九 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の立案を成し、閣議の決定を求めるものとする。

六 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

七 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

八 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の立案を成し、閣議の決定を求めるものとする。

九 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の立案を成し、閣議の決定を求めるものとする。

三 新技術等実証の促進に関する施策についての見直しその他の必要な事業環境の整備を計画的実行期間（第八条第一項に規定する計画実行期間をいう。次条において同じ。）内に集中的に行うことととして、行われなければならない。

四 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

五 前二号に規定する施策以外の革新的事業活動関連施策について重点的に講ずべき施策との次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

六 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うこととす

る。

七 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

八 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

九 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

六 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

七 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

八 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

九 その他の革新的事業活動関連施策の集中的かつ自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(担当大臣の責務)

**第七条** 相当大臣(前条第三項に規定する担当大臣をいう。)は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。

**第二節 新技術等実証の促進**  
(新技術等実証の実施に関する基本的な方針)  
政府は、計画実行期間(第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。以下同じ。)内において新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下この条及び第十一条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 新技術等実証の意義に関する事項

二 新技術等実証の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 第十一条第一項に規定する新技術等実証計画の認定に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証に関する重要な事項

5 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

6 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第二項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

**第九条** 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技术等実証に係る新たな規制の特例措置の求め

5 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技术等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

5 新技術等実証の実施期間及び実施場所の同意の取得方法

3 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

5 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会(第三十一条に規定する革新的事業活動委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴くものとする。

5 新技術等実証の実施により、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定(当該新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法規に基づく命令(告示を含む。以下同じ。))の規定をいう。以下同じ。)の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

6 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

7 第十一条第一項に規定する新技術等実証計画(以下「新技術等実証計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

8 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合は、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

9 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 新技術等実証の目標

#### 二 次に掲げる新技術等実証の内容

#### イ 新技術等及び革新的事業活動の内容

#### ロ 第二条第二項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

#### ハ 第二条第二項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

#### 三 新技術等実証の実施期間及び実施場所

#### 四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

#### 五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 第二条第二項第一号に規定する規制に係る新技術等関係規定

7 第十五条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置を

八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

9 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

10 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。

11 新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。

12 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

13 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものではないこと。

14 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証(前項第四号に規定する同意の取得を含む。)が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

15 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものではないこと。

16 主務大臣は、第一項の認定をしないときは、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知するものとする。

17 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

18 主務大臣は、第一項の認定をしないときは、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知するものとする。

19 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者(以下「認定新技術等実証実施者」という。)に対し、認定証を交付するものとする。

20 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 認定の年月日

#### 二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

#### 三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

#### 四 四項各号のいずれにも適合する旨

3 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。

4 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。

6 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

7 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

8 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

9 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

10 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

11 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

12 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

13 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

14 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

15 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

16 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

17 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

18 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

19 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

20 認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定によつて新技術等実証計画を変更しようとすると主務省令で定めるところにより、当該認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて新技術等実証を実施していいないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。







(導入促進基本計画)	
<b>第三十七条</b> 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、導入促進指針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促進基本計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。	
導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	
一 先端設備等の導入の促進の目標	
二 先端設備等の種類	
三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項	
四 計画期間	
五 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項	

3 絏済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものと認めるとときは、その同意をするものとする。	4 一 当該導入促進基本計画が導入促進指針に適合するものであること。	5 二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。	4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	5 (導入促進基本計画の変更等)
（導入促進基本計画の変更等）	（導入促進基本計画の変更等）	（導入促進基本計画の変更等）
第三十八条 市町村は、前条第三項の同意を得たときは、その変更後のもの。	第三十九条 特定市町村は、前条第三項の同意を得たときは、その変更後のもの。	第四十条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」といいう。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。
（導入促進基本計画の変更等）	（導入促進基本計画の変更等）	（導入促進基本計画の変更等）

第三十九条 特定市町村は、前条第三項の同意を得たときは、その変更後のもの。	第四十一条 前条第一項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けなければならない。
（導入促進基本計画の変更等）	（導入促進基本計画の変更等）
第四十二条 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。	第四十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保証關係であつて、先端設備等導入関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二、第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用について得た額とする。
（導入促進基本計画の変更等）	（導入促進基本計画の変更等）
第四十三条 国は、認定新技術等実証実施者、認定革新的データ産業活用事業者又は認定先端設備等導入事業者が認定新技術等実証計画、認定革新的データ産業活用計画又は認定先端設備等導入計画を短期間に円滑に実施するため必要な資金の確保に努めるものとする。	（経営改革の促進のための措置）

第四十四条 国は、事業者において、革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組の積極的な実施に向けた機動的かつ正確な経営判断が行われるよう、事業者における意思決定の過程の透明性及び客觀性を実効的に確保するための体制の構築その他の経営改革を促進するために必要な措置を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。
（導入促進基本計画の変更等）
（導入促進基本計画の変更等）
（導入促進基本計画の変更等）
（導入促進基本計画の変更等）

(研究開発の推進等に係る事業環境の整備)

**第四十五条** 国は、革新的事業活動を促進するため、研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化に必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うよう努めるものとする。  
(人材の確保の円滑化のための施策)

**第四十六条** 国は、多様かつ高度な能力及び経験を有する人材が我が国産業における革新的事業活動の重要な担い手であることに鑑み、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び事業者と緊密な連携協力を図り、事業者におけるその人材の確保の円滑化のために必要な施策を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。

**(革新的事業活動の促進に資する社会資本の整備)**

**第四十七条** 国は、革新的データ産業活用その他他の革新的事業活動の促進に資する電気通信システムその他の社会資本が計画実行期間内に集中的に整備されるよう努めるものとする。  
(経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資についての配慮)

**第四十八条** 国は、革新的事業活動の促進に資する革新的事業活動の促進に資する電気通信システムその他の社会資本が計画実行期間内に集中的に整備されるよう努めるものとする。

**(中小企業者に対する施策の総合的推進)**

**第四十九条** 国、地方公共団体及び中小企業基盤整備機構は、我が国産業の生産性の向上に当つて中小企業者の生産性の向上が不可欠であることから、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動又は先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、必要な経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。  
(報告の微収)

**第五十条** 主務大臣は、認定新技術等実証実施者又は認定革新的データ産業活用事業者に対し、認定新技術等実証計画又は認定革新的データ産業活用計画の実施状況について報告を求めることがある。  
経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(関係行政機関の協力体制の整備等)

**第五十一条** 国の関係行政機関は、革新的事業活動の促進に関する施策の推進に当たっては、我が国産業の競争力の強化に関する施策、規制の見直しに関する施策、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るため、必要な協力をを行うものとする。  
(主務大臣等)

**第五十二条** この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関)。(以下この項において同じ。)とする。

一 第九条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等が用いられる革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

二 第十条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長並びに新技術等実証計画に記載された新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

四 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

五 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

六 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

七 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

八 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

九 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十一 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十二 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十三 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十四 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十五 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十六 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

十七 革新的データ産業活用計画に関する事項 給務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

する。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理条例、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管による規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全管理委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

**第五十三条** この法律による経済産業大臣及び主務大臣の権限は、経済産業大臣の権限にあつては、経済産業省令に定めるところにより、主務大臣の権限にあつては、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

**第五章** (権限の委任)

**第五十四条** 第二十八条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第五十六条** 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑を科する。

**第二条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

**第一条** この法律は、令和二年三月三一日法律第八号)抄

前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則** (平成三十〇年七月二七日法律第八〇号)抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)